

広島県告示第千二百一十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した事務所	所在地	廃止年月日
	合同会社エイドアンシエ	福山市伊勢丘三丁目七番三二号			
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンター宇品	広島市南区宇品海岸三丁目八番四四号朝日生命広島宇品ビル一階	平成一九年九月一日	